

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

**I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

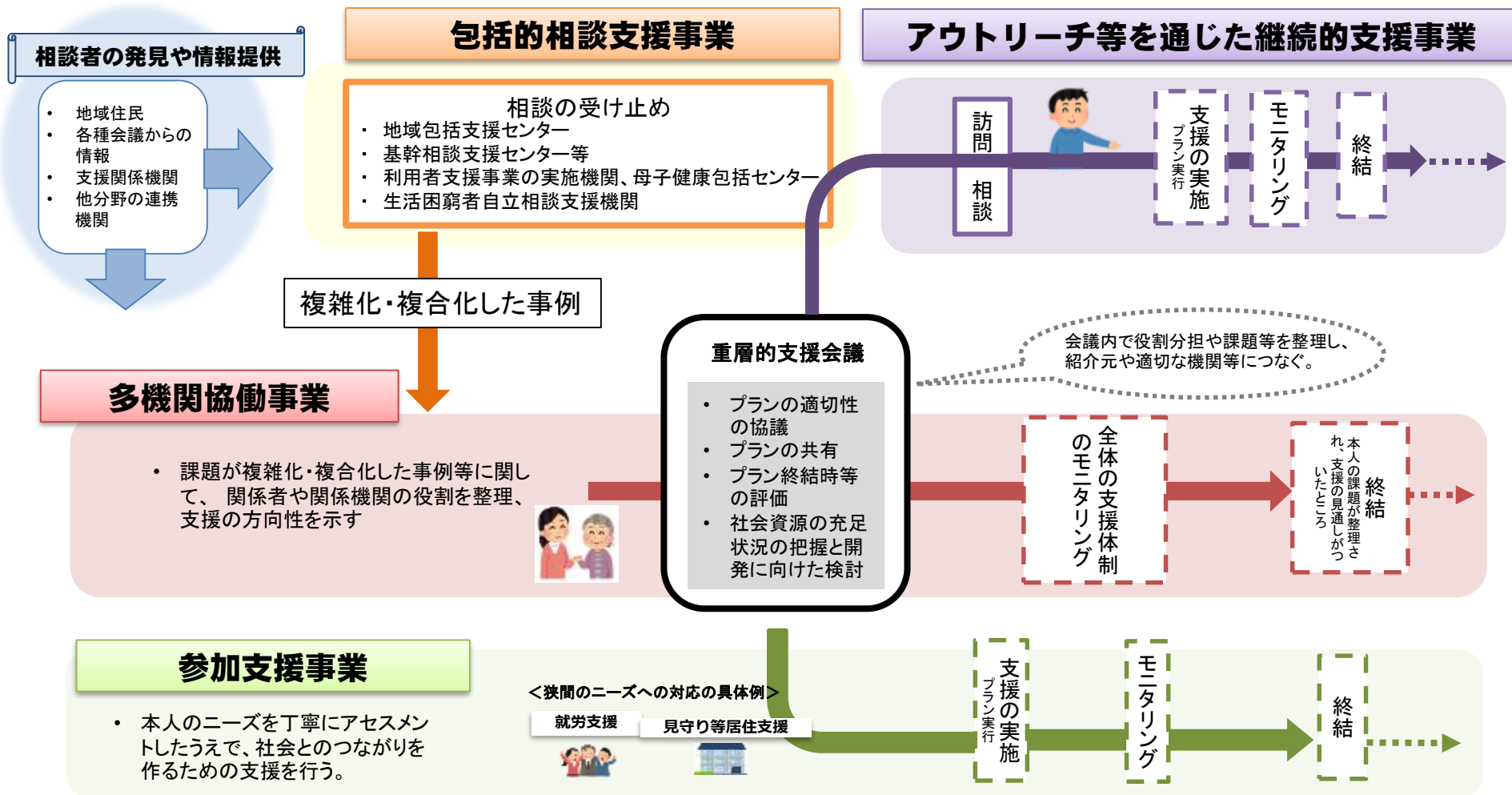
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

参考5

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※42自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市
	旭川市		館林市		三条市		桑名市		倉吉市		長崎市
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市
	広尾町		みなかみ町		関川村		亀山市		湯梨浜町		佐々町
青森県	平内町	埼玉県	玉村町	富山県	富山市	滋賀県	大津市	島根県	琴浦町	熊本県	熊本市
	今別町		さいたま市		高岡市		彦根市		出雲市		山鹿市
	蓬田村		狭山市		金沢市		近江八幡市		岡山市		菊池市
	外ヶ浜町		草加市	石川県	輪島市		栗東市	岡山県	総社市		宇城市
	鰯ヶ沢町		越谷市		白山市		甲賀市		美作市		合志市
	西目屋村		和光市		能美市		野洲市		西粟倉村		大津町
	藤崎町		日高市		野々市市		高島市	広島県	広島市		菊陽町
	大鰐町		ふじみ野市	福井県	越前市		東近江市		呉市		御船町
	田舎館村		川島町		美浜町		竜王町		竹原市		益城町
	板柳町		木更津市	山梨県	甲州市		亀岡市		尾道市	大分県	中津市
岩手県	盛岡市	千葉県	八千代市	長野県	長野市	京都府	京田辺市	山口県	大竹市		竹田市
	岩泉町		君津市		伊那市		精華町		東広島市		杵築市
宮城県	仙台市		浦安市		下諏訪町	大阪府	堺市		下関市	宮崎県	九重町
	涌谷町	東京都	墨田区		富士見町		茨木市	徳島県	宇部市		延岡市
	南三陸町		目黒区	岐阜県	原村		八尾市		長門市		日向市
秋田県	能代市		中野区		朝日村		寝屋川市	香川県	美祢市		三股町
	湯沢市		杉並区		飯綱町		高石市		徳島市	鹿児島県	都農町
	鹿角市		豊島区	静岡県	岐阜市	兵庫県	阪南市	高知県	小松島市		美郷町
	由利本荘市		江戸川区		大垣市		熊取町		宇多津町		高千穂町
	井川町		立川市		関市		太子町	愛媛県	伊予市		鹿屋市
	大潟村		三鷹市		恵那市		姫路市		四国中央市	沖縄県	中種子町
山形県	山形市		青梅市	静岡県	美濃加茂市		明石市	高知県	愛南町		宇検村
	天童市		府中市		神戸町	奈良県	芦屋市		高知市		瀬戸内町
福島県	福島市		調布市		静岡市		伊丹市	福岡県	四万十市		和泊町
	須賀川市		小金井市	静岡県	浜松市		宝塚市		奈半利町		読谷村
	川俣町		小平市		熱海市	和歌山県	川西市		本山町	※243自治体	
	檀葉町		国分寺市		伊豆市		加東市		いの町		
茨城県	古河市		国立市	静岡県	函南町		たつの市		中土佐町		
	東海村		狛江市		小山町		桜井市		黒潮町		
栃木県	栃木市	神奈川県	多摩市		名古屋市	奈良県	三郷町	福岡県	福岡市		
	小山市		西東京市	愛知県	豊橋市		田原本町		大牟田市		
	那須塩原市		横浜市		半田市		高取町		八女市		
	さくら市		平塚市		豊川市		王寺町		小都市		
	那須烏山市		鎌倉市		稲沢市	和歌山県	吉野町		古賀市		
	市貝町		藤沢市		知多市		大淀町		うきは市		
	壬生町		小田原市		みよし市		川上村		糸島市		
	野木町		茅ヶ崎市	愛知県	阿久比町		橋本市		岡垣町		
	高根沢町		秦野市		東浦町		有田市		大刀洗町		
	那珂川町				武豊町				大木町		
									苅田町		

【令和３年３月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・ＤＶ被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和３年３月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等